

## 帯広畜産大学機関リポジトリ運用指針

平成18年9月26日  
附属図書館長決裁

改正 平成20年2月1日

(趣旨)

- 1 この指針は、帯広畜産大学（以下「本学」という。）において運用する機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関する事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この指針においてリポジトリとは、本学の構成員が作成した教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、インターネットを通じて学内外に公開するシステムをいう。

(登録者)

- 3 リポジトリに教育・研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある役員、教職員（非常勤職員を含む。）、研究員、大学院学生（本学に所属する連合大学院学生を含む。）及び研究生

(2) その他附属図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

- 4 リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 登録者が作成、又は作成に関与したものであること。

(2) 知的財産権に係る法令及び本学の規程等が遵守されていること。

(3) 共著者がいる場合、あらかじめ登録者が共著者の許諾を得たものであること。

(4) その他公開することについて問題が生じないものであること。

(登録)

- 5 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、自らが作成した、又は作成に関与した教育・研究成果を登録することができる。また、登録者の依頼を受けて、附属図書館が代行して教育・研究成果をリポジトリに登録することができる。

(登録された教育・研究成果の管理)

- 6 附属図書館は次に掲げる方法により、リポジトリに登録された教育・研究成果の管理を行う。

(1) 当該教育・研究成果を複製し、リポジトリサーバに格納する。

(2) インターネットを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開する。

(3) 保存及び利用の維持のための複製・媒体変換を行う。

(教育・研究成果の削除)

- 7 附属図書館は、次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。

(1) 登録者から削除の申請があり、機関リポジトリ専門部会（以下「専門部会」という。）がこれを承認した場合

(2) 専門部会において公開が不相当であると判断し、削除することを決定した場合

附 記

この指針は、平成 18 年 9 月 2 6 日から実施する。

附 記

この指針は、平成 20 年 2 月 1 日から実施する。